

令和8年度事業計画書

1 運営方針

令和8年度は、一般財団法人として、引き続き交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製タイヤチェーン）の検査検定の充実に努め、国民への普及を図っていくこととするが、一方、昨今のタイヤチェーンを取り巻く様々な要因により、認定品の普及の伸びが見通せない状況となっていることから、引き続き安定的な協会運営を維持するための各種措置について検討、推進に努めるものとする。

2 各種会議開催予定

(1) 理事会

ア 第63回理事会（令和8年5月7日）

イ 第64回理事会（令和9年3月下旬）

(2) 評議員会

令和8年度定時評議員会（令和8年5月25日）

(3) 認定委員会

ア 第73回認定委員会（令和8年11月中旬）

イ 第74回認定委員会（令和9年3月中旬）

3 事業計画

(1) タイヤ滑り止め装置の認定試験

ア 10月末日を申請締め切りとし、申請があった場合は、申請者に対し必要な事前指導等を行う。

イ 認定試験の実施

令和9年1月中旬に北海道（士別市）において実施する（予定）。

ウ 認定の証明

(ア) 認定委員会による認定試験の合否判定の後、理事会の承認を受ける。

(イ) 合格品に対し、認定証の発行を行う。

(ウ) 合格した認定品本体に認定番号を記載した「認定票」を表示させるとともに、包装容器外側に「認定マーク（シール）」を貼付させる。

エ 令和8年11月に開催予定の認定委員会において、令和8年度認定試験実施要領等について審議するとともに、同9年3月に開催予定の同委員会において、同認定試験の合否判定を行う。

(2) 認定品の更新及び取消し

ア 事務的な認定有効期間（２年間）を経過する認定品について、更新事務を推進する。（６件予定）

イ 認定取消し

メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合は、取消し事務を行う。

(3) 認定品の普及等広報活動の推進

ア 令和８年度の新規認定及び既認定品の一部仕様変更等の整理を行い、これに基づき「認定製品一覧表」を改訂し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対しこれを配付して、認定品の種類及び性能等について周知を図る。

イ 以下の認定品の特性を広報し、認定品の優位性を喧伝する。

(ア) 金属チェーンと比較して、着脱の容易さや耐久性が優れているとともに、道路損傷の度合いが少ないことから、積雪時の高速道路上のトンネル手前でのチェーン着脱の必要がないこと。

(イ) 起伏の多い道路や、高速道路の本線、ジャンクション、サービスエリア等における降雪、路面凍結時に余裕を持って走行できること。

(ウ) 高速道路の降雪時等の制限速度 50 km/h に対応する速度性能を有していること。

(エ) 国交省・警察庁が施行した、大雪時のチェーン装着の義務化に対応するものであること。

ウ 高速道路株式会社、地方の安全運転管理団体、県警等が実施する交通安全に関するキャンペーンに積極的に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙し認定品の普及を図ることにより、道路交通の安全、円滑に寄与する。

(4) 認定試験に関する検討の推進

ア 布製タイヤチェーンに特化した合格基準の策定

イ 現行の認定試験合格基準のほか、これを緩和した新たな合格基準の策定